

平成 29 年度「愛媛サイクリングの日」関連事業協力企業等募集要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、平成 29 年度「愛媛サイクリングの日」関連事業に対する協力企業等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 愛媛県自転車新文化推進協会(以下、「協会」という。)と企業等が連携・協力し、自転車に親しみ、サイクリングを楽しむ「愛媛サイクリングの日」を盛り上げることによって、健康と生きがいと友情を育む自転車新文化の普及・拡大を図ることを目的とする。

(対象事業)

第 3 条 協会として、企業等から協力を求める事業は次の各号とする。

- (1) 愛媛県自転車新文化推進協会が実施する事業（大人と子どもの自転車運動会、広域連携イベント等）
- (2) 各市町が実施する「愛媛サイクリングの日」関連事業

(協力の内容)

第 4 条 企業等から募集する協力の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 物品・サービス等の提供
- (2) 当該事業と連携したイベントの実施
- (3) 社内報への掲載など広報・PRへの協力
- (4) その他、「愛媛サイクリングの日」の気運醸成に資する協力

(協力企業等の申込み)

第 5 条 協力を希望する者は、協会に申し込むものとする。

2 協会は、前項に規定する申込を受け、適当と認められた時は受け入れるものとする。

(受け入れ基準)

第 6 条 協力の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、協会はこれを受け入れない。

- (1) 本事業の趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 本事業の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合
- (4) 特定の個人や団体の売名に利用される恐れがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (7) 県および協会等が推奨しているかのような誤解を与える恐れがある場合
- (8) その他受け入れることが不相当と認められる場合

(広告の取扱い)

第 7 条 普及・広報に対する協りに当たり表示する広告の内容等については、愛媛県広告事業実施要綱及び愛媛県広告事業の実施に関する表示基準に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、協力企業等の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成 29 年 10 月 5 日から施行する。